

(公印省略)
保介第2619号
平成31年3月28日

介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市保健福祉局
介護保険課長

本年4月27日から5月6日までの10連休における
介護保険サービス等提供体制に関する対応について

本市の保健福祉行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

主題の件については、厚生労働省から、平成31年3月20日付老発0320第8号「本年4月27日から5月6日までの10連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について」にて、すでに通知されているところですが、本通知の趣旨を踏まえ、下記について確実にご対応いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

10連休中の各種サービス利用について、利用者やその家族等からのサービス提供事業所や介護支援事業所等への急な対応依頼や連絡が増えることが予想されます。

については、10連休に入る前までに、下記について確実なご対応をお願いします。

1. 当該連休中におけるサービス提供体制及び連絡体制を確保すること。
2. 当該連休中における連絡窓口の電話番号を利用者やその家族等にわかりやすい形で伝えること。

【参考資料】

- 平成31年3月20日付老発0320第8号「本年4月27日から5月6日までの10連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について」

【お問い合わせ先】

福岡市保健福祉局介護保険課在宅指導係 友池
施設指導係 吉原

TEL : 092-711-4257, FAX : 092-726-3328

e-mail : kaigohoken.PHWB@city.fukuoka.lg.jp